

子宮頸がん予防ワクチン(例)

◆キャッチアップ接種等経過措置対象者

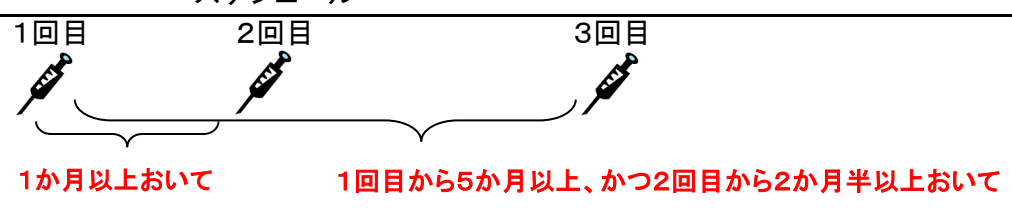
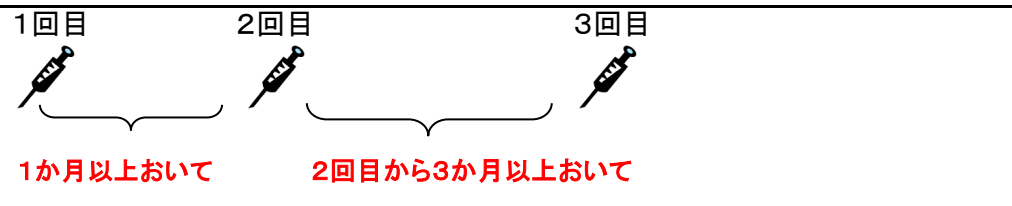
(平成9年4月2日から平成21年4月1日までの間に生まれた女性)

特例内容: 令和7年度中に限り、令和4年4月1日から令和7年3月31日までに、公費で1回以上接種済の者を対象に不足分を接種可能

3回接種(2回目は1回目から1か月以上の間隔をおいて、3回目は2価と4価、9価でスケジュールが異なる)

接種方法: 筋肉注射

接種量: 0.5ml

	スケジュール
2価 サーバリックス®	 <p>1回目 2回目 3回目</p> <p>1か月以上おいて 1回目から5か月以上、かつ2回目から2か月半以上おいて</p>
4価 ガーダシル® 9価 シルガード®9	 <p>1回目 2回目 3回目</p> <p>1か月以上おいて 2回目から3か月以上おいて</p>

- * 2価ワクチンの場合、標準的には1か月の間隔をおいて2回接種後、1回目の接種から6か月の間隔をおいて3回目を接種。
- * 4価・9価ワクチンの場合、標準的には2か月の間隔をおいて2回接種後、1回目の接種から6か月の間隔をおいて3回目を接種。
- * 過去にワクチン接種歴があり、長期にわたり接種を中断していた方は、残りの回数の接種(2・3回目又は3回目)可能。
(この場合、2回目と3回目の標準的な接種間隔は従来通り)
- * 過去に接種歴のあるワクチンと同一製剤で接種を完了することを原則とする。過去に接種したワクチンの種類が不明の場合、ワクチンの種類等について医師と被接種者がよく相談の上、接種を再開すること。(仮に交接種となった場合も、安全性に関する大きな懸念は示されていません)